

令和5年度 第1回平塚市障がい者自立支援協議会こども部会
医療的ケア児支援分科会

令和5年（2023年）5月19日（金）

10時30分～11時45分

Web会議

- 1 あいさつ

- 2 医療的ケア児支援等の状況について
 - (1) 令和4年度の実施状況について

 - (2) 医療的ケア児等コーディネーターの配置について

 - (3) 令和5年度分科会の進め方について

- 3 情報共有
(各機関・保護者から意見、状況報告、他機関への質問等)

- 4 その他

以上

令和 4 年度 平塚市障がい者自立支援協議会こども部会医療的ケア児支援分科会報告

1 医療的ケア児支援分科会 (Web 開催) : 年 1 回実施

- ・日時：令和 4 年(2022 年)9 月 22 日(木) 10 時 30 分～12 時 00 分
- ・参加者：保護者 5 名、関係機関 8 機関、市関係部署 4 部署
オブザーバー：1 機関(医療機関)、神奈川県 2 課、傍聴：1 名
- ・内容：各機関、保護者との情報共有

※保護者からいただいた御意見

きょうだい児を含めた医ケア児等・御家族の支援の在り方について
放課後等デイサービスの支給量増に伴う事業所確保及び複数サービスの利用調整の課題について
保護者の就労支援について、発達支援の場において専門職の支援がないこと 等

2 座談会 (Web 開催) : 年 2 回実施

	第 1 回	第 2 回
日時	令和 4 年 7 月 14 日(木) 10 時 30 分～11 時 45 分	令和 5 年 2 月 14 日(火) 10 時 30 分～12 時 00 分
参加者	保護者 2 名、関係機関の職員 3 名、 こども家庭課 3 名	保護者 8 名、医療的ケア児等 CD 候補者 1 名、こども家庭課 4 名
内 容	情報交換	情報交換
保護者 から いた だ い た 意 見 等	<ul style="list-style-type: none"> ・市から令和 3 年度分科会での協議事項についての進捗状況の報告 ・放課後等デイサービスの支給量、事業所の整備について ・医療的ケア児支援分科会のあり方など 	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの支給決定の課題 ・福祉サービスの支給決定基準の不透明さと情報提供方法の在り方 ・在宅レスパイトの実施 ・相談体制の改善と保護者からの要望への対応状況の見える化 ・教育について など

3 平塚市ケア付き通学支援(神奈川県市町村障害者福祉事業推進補助金事業)

- ・医療的ケア児者の通所サービスを提供する 2 事業所に委託し、令和 4 年 9 月から事業開始。令和 5 年度も事業を継続実施。(令和 4 年度末時点、5 名利用。)

4 放課後等デイサービスの支給量の検討

- ・本市の放課後等デイサービスの支給量は近隣市と比べ少ない、お子さんの状態を踏まえた支給決定ではないという御意見をいただき、支給量について検討した。
- ・医療的ケア児等の対応をしている事業所の提供体制等を把握しつつ、令和 4 年 12 月から医療的ケア児等の放課後等デイサービスの支給量を次のとおり変更した。
 - 支給量の特例として「重症心身障害児又は医療的ケア児等、常時介助等が必要な場合は、原則として基本支給量に+ (プラス) 週 1 日支給する」とした。

5 入浴にかかるアンケート調査実施

①調査概要

		詳 細
1	調査実施期間	令和4年12月～令和5年1月
2	調査対象	市内の在宅生活を送る高校生以下の医療的ケア児・重症心身障害児 (計45世帯：令和4年11月1日現在、平塚市こども発達支援室くれよんで把握している児の御家庭)
3	調査方法	郵送調査（郵送配付・郵送回収）
4	無記名	
5	設問項目	・対象児の年齢、性別、医療的ケアの有無 ・現在の入浴状況（介助度、頻度、介助者等） ・入浴に関する希望（希望の有無、入浴場所、頻度等） ・入浴以外のヘルパー（居宅介護）の利用希望
6	調査結果	別途調査中の居宅介護の提供体制等を踏まえて、入浴支援の在り方を検討するため、関係機関とコーディネーターと共有する。

②調査結果

- ・配付数：45、回収数：24（回答率 53.3%）

《結果及び考察》

- ・回答をいただいたお子様の年齢は、「3～6歳」は3名、「小学生（1～3年）」は6名、「小学生（4～6年）」は4名、「中学生」は6名、「中学卒業後」は5名であった。
- ・医療的ケアの有無は、「あり」は18名、「なし」は6名であった。
- ・訪問看護師により入浴の支援を受けている方は2名、福祉サービスにより入浴の支援を受けている方は2名であり、約8割は御家族（主に2人体制）で入浴介助をされている。
- ・約9割が「少しある」以上の入浴介助への負担を感じられている。
- ・「必要があれば利用したい」と回答された方を含めると、約8割が入浴にかかる福祉サービスを利用したいと希望されている。
- ・入浴サービスを受ける場所として、「自宅」と「自宅以外」の併用希望があり、半数以上が自宅以外での入浴を希望している。自宅以外の具体的な場所として、放課後等デイサービスがあがっている。
- ・入浴以外のヘルパー（居宅介護）については、約6割の方の利用希望があり、希望内容の半数が移動介助であった。

医療的ケア児ケア付き通学支援事業について

医療的ケア児の通学に付き添う保護者の負担を軽減するため、保護者に代わり看護師等を同行させて医療的ケア児の通学支援を行う市町村（政令市・中核市を除く）に対して、通学支援を要する経費を補助する。

<事業内容>

【補助要件】

市町村（教育委員会）が、

- ① 看護師又は喀痰吸引研修修了者の直接雇用 あるいは
- ② 訪問看護ステーションや看護師の配置のある放課後等デイサービス事業者との契約により、各種移動支援サービス※に同行する看護師を確保し、保護者等との連絡調整の上、医療的ケア児に対し、通学（自宅から学校までの間）支援を実施する場合に補助する。

【補助基準額】

30分あたり5,000円

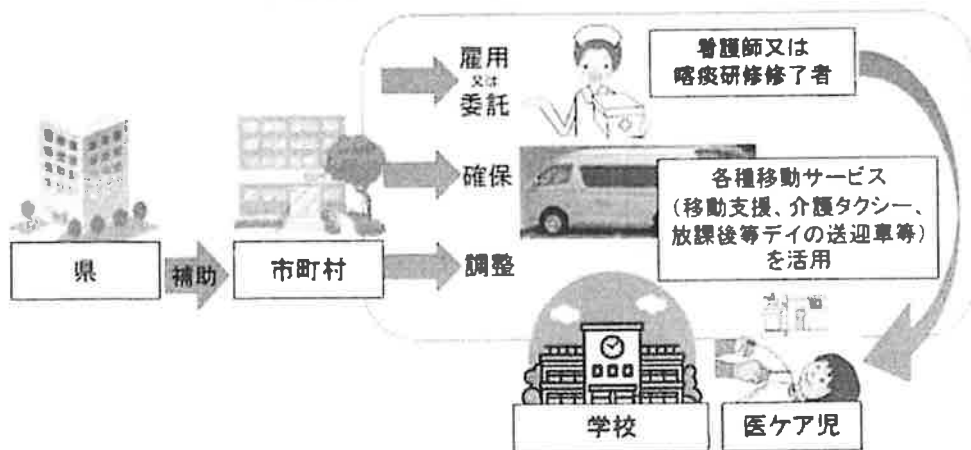
※ 1日1回、最長60分まで、月4日を上限とする。

【負担割合】

県 1/2 市 1/2

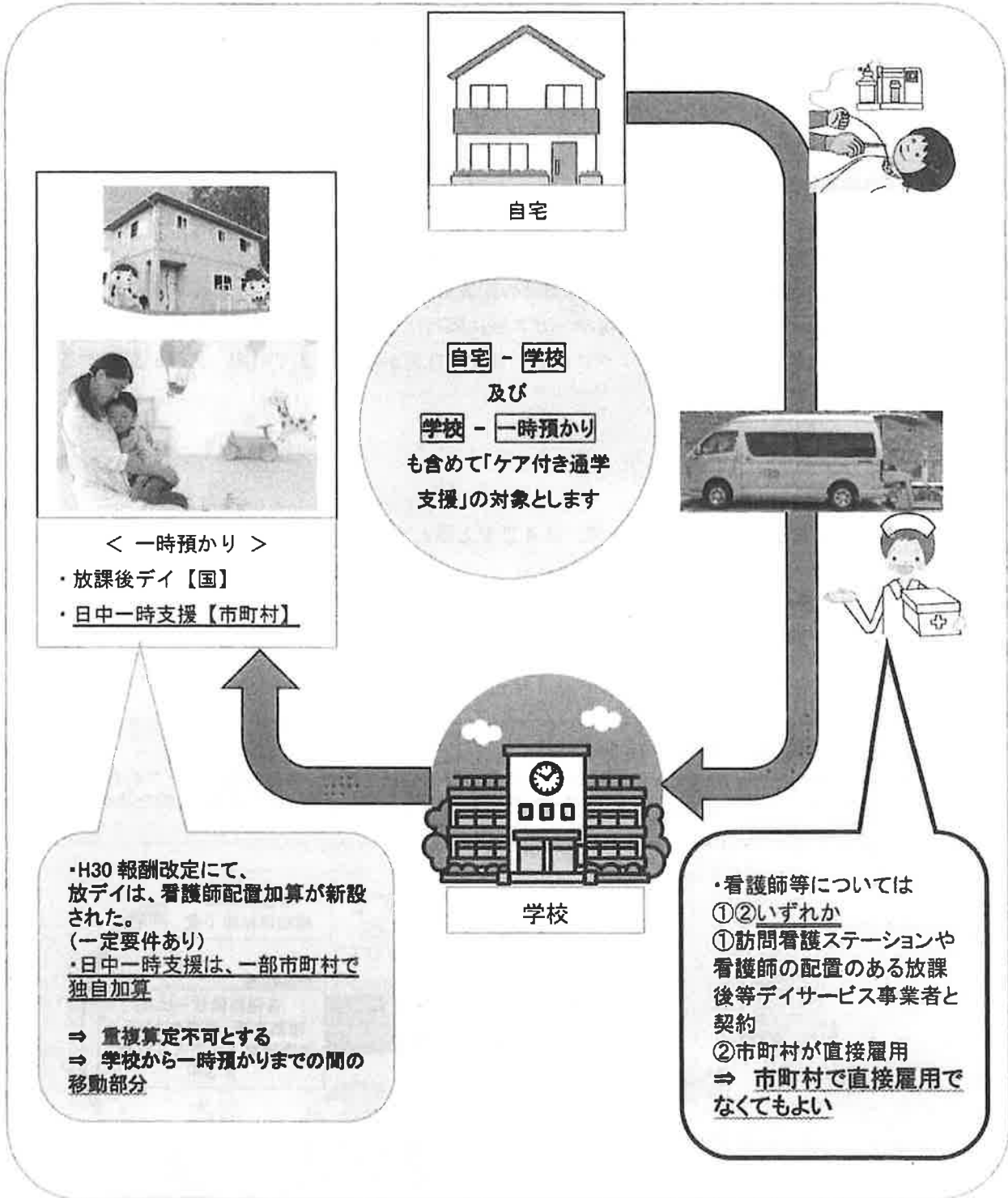
ケア付き通学支援(福祉×医療×教育)

・医療的ケアが実施可能な看護師や喀痰吸引等研修修了者が、各種移動サービスの車に医療的ケア児と同乗し、通学(学校⇔自宅又は各種お預かりサービス事業所)のための移動を支援する



医ケア児の「育ちの場」の確保、保護者のレスパイト(一時休息)の実現

「ケア付き通学支援」の範囲



平塚市医療的ケア児等コーディネーター配置事業の概要

1 目的

平塚市医療的ケア児等コーディネーター配置事業実施要綱に基づき、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童及び重症心身障害児とその家族が、心身の状況に応じた適切な支援を受けることにより地域において安心して生活できる体制を整備することを目的として実施する。

2 事業開始時期

令和5年4月1日

3 実施方法

医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が所属し、医療的ケア児等の支援実績がある事業者に業務委託する。

4 事業内容

- ①個別支援：医療的ケア児等の御家族や関係機関からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言及びサービス等の利用を調整する。保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ役割を担う。
- ②地域支援：個別支援の結果から地域課題を抽出し、平塚市障がい者自立支援協議会こども部会医療的ケア児支援分科会に提言する。また、行政と協力して、関係機関の連携体制・支援体制の構築・整備をはかる。

5 対象者

本市に住所を有し居住する医療的ケア児及び重症心身障害児とその御家族。

6 医療的ケア児等コーディネーターへの相談の流れ

医療的ケア児等の家族から医療的ケア児等コーディネーターに直接または関係機関等を通して相談する。相談支援事業所（以下、相談支援とする）を利用中の方は、家族が相談支援に相談し、相談支援がコーディネーターにつなぐ。

7 周知

平塚市 Web 等

関係機関（訪問看護ステーション、相談支援事業所、サービス提供事業所、健康課、平塚保健福祉事務所、平塚支援学校等）から必要時案内してもらう。

8 台帳等の整備

コーディネーターに相談があった医療的ケア児等の保護者の同意を得て、医療的ケア児等についての情報を登録した相談台帳を整備する。

以上

令和5年度から 平塚市医療的ケア児等コーディネーター を配置します

○医療的ケア児等コーディネーターとは？

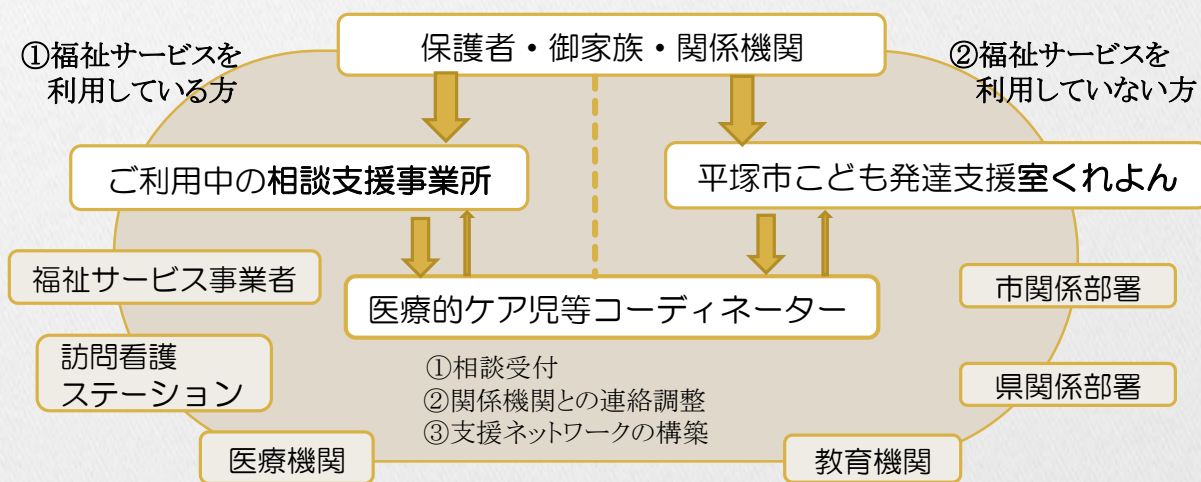
医療的ケア児等コーディネーターは、日常生活及び社会生活を営むために医療を必要とするお子様、及び重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複するお子様とその御家族が、地域で安心して暮らしていけるよう、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ役割を担います。

○主な支援内容

- ・個別支援（サービスや支援機関の案内・調整）
- ・地域支援（関係機関の連携体制の構築、障がい者自立支援協議会子ども部会への提言）

○相談の流れ

- ①福祉サービスを利用している方・・・ご利用中の相談支援事業所にご相談ください。お子さんのことをよく知る相談支援事業所から連絡を受け、連携してご支援いたします。
- ②福祉サービスを利用されていない方・・・子ども発達支援室くれよんにご相談ください。医療的ケア児等コーディネーターをご紹介します。



○医療的ケア児等コーディネーターはどこにいるの？

コーディネーターが所属する事業所は、相談支援事業所(しせん相談室ひらつか、相談支援センターばあす)と、障害児通所支援事業所(すくすくばあす)の3か所です。

平塚市社会福祉協議会(平塚栗原ホーム)の医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者や地域の関係機関と連携して、医療的ケア児等とご家族が望む暮らしの実現に向けて活動します。

お問合せ先

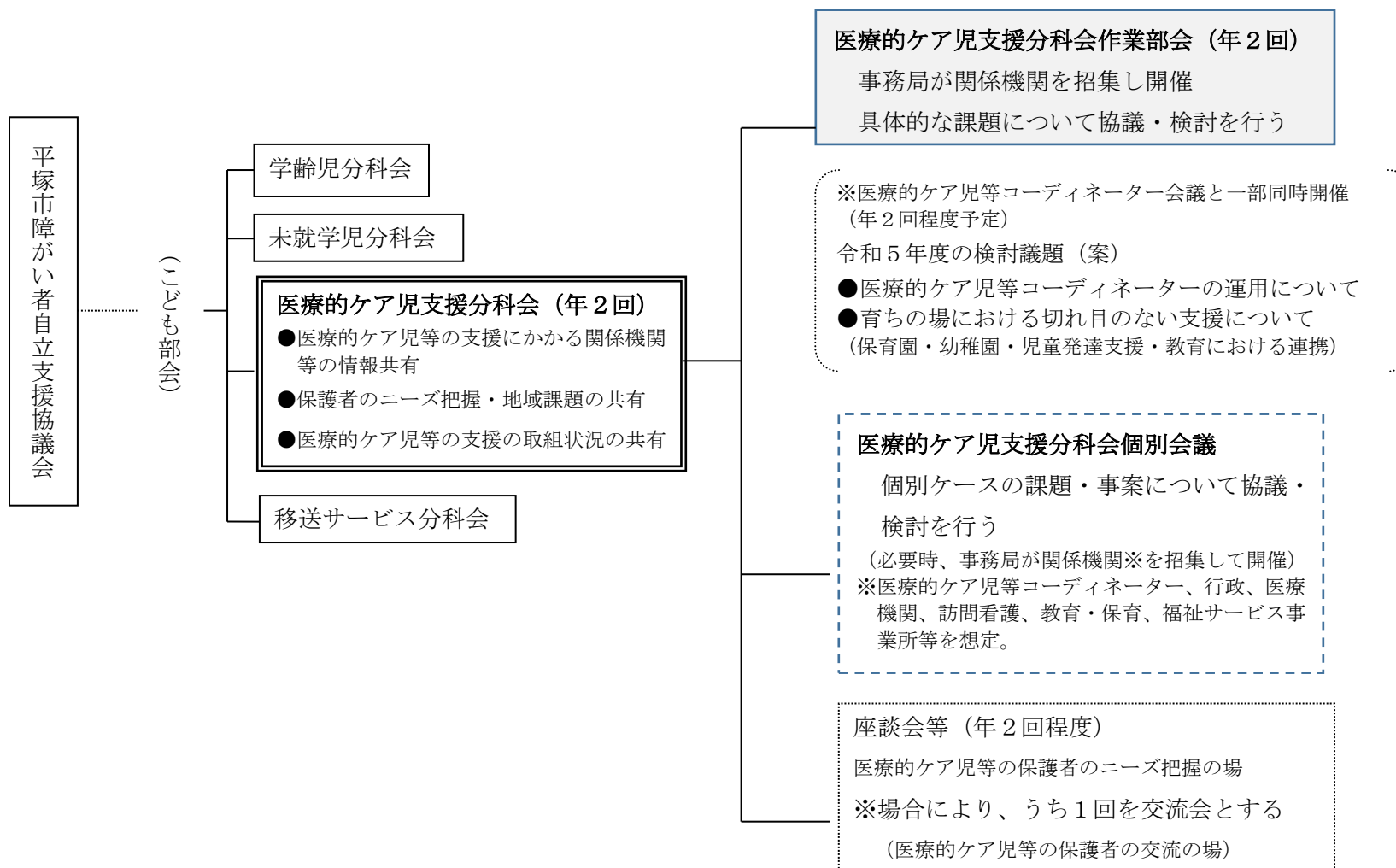
平塚市子ども家庭課 子ども発達支援室くれよん 住所:平塚市追分1-43
電話:0463-32-2738(直通) / FAX:0463-31-1114
Eメールアドレス:hattatsu@city.hiratsuka.kanagawa.jp

●令和5年度 平塚市障がい者自立支援協議会子ども部会医療的ケア児支援分科会の進め方（全体像）

医療的ケア児支援分科会では、主に保護者ニーズや地域課題の共有を行うとともに、関係機関の状況並びに、医療的ケア児等の支援の取組状況を共有する。

作業部会では、分科会で把握した課題の中で、具体的な事項について協議・検討を行い、分科会に取組状況を報告する。

医療的ケア児支援分科会で共有した地域課題や取り組み状況等を整理し、平塚市障がい者自立支援協議会に報告・問題提起する。



●令和5年度 平塚市障がい者自立支援協議会子ども部会医療的ケア児支援分科会の進め方（分科会・作業部会）

	分科会	作業部会
内 容	<p>①関係機関との情報共有及びネットワークづくり ②御家族及び関係機関の意見を把握し地域課題として整理し、平塚市障がい者自立支援協議会へ報告・問題提起する。 ※把握した課題等のうち、関係機関が集まる中で具体的な検討が必要な事項については、作業部会で行う。</p>	<p>医療的ケア児等コーディネーター及び関係機関が集まり、具体的に検討が必要な事項を協議する。医療的ケア児等コーディネーターの定期的な連絡会と連動して開催する。 ※令和5年度の検討課題（仮）は、 ③医療的ケア児等コーディネーターの運用について ④育ちの場における切れ目のない支援について</p>
開催頻度	<p>全体会議は年2回 （年度初め・年度末、可能な限り協議会の前）</p>	<p>年2回程度</p>
参加機関	<p>25機関程度 保健・医療関係機関、障がい児者支援関係機関、教育関係機関、庁内関係各課等に改めて本分科会の趣旨と運営について説明し、参加を依頼する。 ※保護者の参加は、代表者を限定せず、広く分科会及び座談会を案内し、意見を把握させていただけるようにする。 保護者が分科会や座談会に参加できない場合も、医療的ケア児等コーディネーターが関わる中で、また、アンケート等で意見や課題等を確認し、分科会にあげていく。</p>	<p>分科会の参加機関のうち、③④にかかる関係機関に参加を依頼する。また、参加機関以外の関係機関にも必要時参加を依頼する。 【参加を依頼する機関】 ・訪問看護ステーション ・医療的ケア児等の支援にかかる児童発達支援事業所 ・保健福祉事務所 ・特別支援学校 ・子ども教育相談センター ・市関係各課 ・医療的ケア児等コーディネーター</p>
具体的な進め方	<p>年間計画に基づき開催する。 ・年間の取組予定の共有。 ・各機関の状況等を確認する。 ・各取組の進捗状況を共有する。</p>	<p>（関係機関に趣旨説明を行い、作業部会への参加を依頼） ・作業部会前に、課題についての各機関の状況を確認。 ・課題についての各機関の取組予定を共有。 ・共通して取り組めることなどを確認し、関係機関同士で連携を図り、取組を進める。 ・取組について、医療的ケア児等コーディネーターの関り方を検討する。</p>
事務局	<p>平塚市子ども家庭課子ども発達支援担当</p>	<p>平塚市子ども家庭課子ども発達支援担当</p>

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6.1月	2月	3月
1	医療的ケア児支援分科会		第1回 5/19(金) AM Web	分科会 報告書							第2回 1/16(火) AM Web	分科会 報告書	
2	作業部会			第1回 6/16(金) AM 対面					第2回 11/6(月) PM 対面				
3	個別会議 (必要時開催)	← 必要時開催 →											
4	座談会						第1回 9/4(月)AM ⇒第1回 9/27(水)AM Webに変更						第2回 3/4(月) AM Web
5	コーディネーター 連絡会	4/17(月) AM		6/16(金) AM 作業部会前			9/4(月) AM 座談会前		11/6(月) PM 作業部会前	12/18 (月) AM Web			3/4(月) AM 座談会前

平塚市障がい者自立支援協議会子ども部会医療的ケア児支援分科会運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の6第2項及び同法を受けた「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について（平成28年6月3日障発0603第2号）に基づき設置する平塚市障がい者自立支援協議会子ども部会医療的ケア児支援分科会（以下「分科会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

2 分科会は、市内に住所を有し、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条第2項に規定する医療的ケア児や重症心身障害児（以下「医療的ケア児等」という。）のライフステージに応じた支援体制を整備し、地域生活の充実及び介護者の負担軽減を図るための協議の場とする。

(構 成)

第2条 分科会の構成機関は、別表のとおりとする。ただし、必要によりその他の関係機関の職員の出席を求めることができる。

(招 集)

第3条 分科会の会議は、健康・子ども部子ども家庭課長が招集する。

(分科会の活動内容)

第4条 活動内容は次に掲げるとおりとする。

(1) 分科会の開催

分科会にかかる関係機関の医療的ケア児等の現状及び課題の把握・共有を行うとともに、支援体制整備及びネットワーク構築を行う。

(2) 作業部会の開催

分科会等で把握した課題についての具体的な対応及び施策の推進のための検討を行う。

(3) 個別会議

医療的ケア児等の支援にかかる個別の事案について協議が生じた場合は、必要により参加者をその都度指名し、個別会議を開催する。

(4) その他の活動

2 作業部会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取等)

第5条 会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の必要な者を分科会に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

2 分科会の運営に当たっては、医療的ケア児等の家族に出席を求める等、当事者の意見の把

握と共有に努めることとする。

(秘密の保持義務)

第6条 分科会及び作業部会等（以下「分科会等」という。）に出席した者は、分科会等において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(謝礼)

第7条 分科会等に医師等の学識経験者等が助言者として出席した場合は、謝礼として日額43,800円を支払う。

(分科会等の庶務)

第8条 分科会等の庶務は、健康・こども部こども家庭課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、分科会等の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月19日から施行する。

別表

1	医療的ケア児等の家族
2	保健医療関係機関（訪問看護ステーション関係）
3	保健医療関係機関（医療機関関係）
4	相談支援関係機関
5	障がい児福祉関係機関（障害児通所支援関係）
6	保健・医療関係機関（広域行政機関）
7	教育関係機関（障がい児関係機関）
8	社会福祉協議会
9	市関係各課
10	医療的ケア児等コーディネーター

①関係機関と共有したい内容

○平塚保健福祉事務所

○医療的ケア児（乳幼児）実態把握調査

- ・令和4年度に医ケア児への支援機関（医療機関を除く）を対象に、乳幼児期の医療的ケア児の実態（年齢、居住市町、疾患、医療的ケア等）を把握する調査を実施しました。
- ・実施前後に検討会を実施し、調査結果については当所の母子保健委員会で報告しました。
- ・今年度も関係機関の協力を得て継続調査を実施予定です。調査実施に当たっては、調査対象機関、対象エリア等を検討し、個人情報取扱の同意をとり行う予定です。

○小児慢性特定疾病医療費助成対象児の療養状況調査及び相談支援

- ・全対象に療養アンケート調査を行っています。医療ケアや療養状況、利用サービス、災害時の準備、相談事項などを把握して、相談希望者に面接や電話相談等を実施しています。
- ・アンケート結果は、取りまとめ、対象者や関係会議で情報提供していく予定です。

○講演会・研修会

- ・更新申請手続き時期に併せ、令和5年7月1日から8月31日まで、令和4年度に実施した「1型糖尿病」に関する講演会・交流会の再配信を行う予定です。
- ・今年度は心疾患に関する講演会と、医療的ケア児を支援する従事者向けの研修会を実施予定です。

○訪問看護ステーションひかり

- ・来年4月、医療的ケア児の小学1年生がいます。移動手段がありません。この場合、何かサポートはありますか。母には養護学校のみでなく、地域の小学校の選択も一つと伝えています。これならバギーで移動可能です。

○つるかめ訪問看護ステーション

- ・医療的ケア児の保育所の受け入れについて、現状が知りたいです。また、身体障がい児等、医療的ケアが必要でない障がい児の受け入れ状況についても教えて欲しいです。

今回の分科会の開催にあたり、医療的ケア児等の御家庭に、御参加、もしくは御意見等をお寄せいただけるよう呼び掛けさせていただき、次の御意見をいただきました。

①分科会で共有したい御意見

○平塚市の障害福祉サービスについて
厚生労働省が、障害児で最も軽い支援区分1でも受けられるとしている居宅介護が、平塚市では「15歳未満は対象外」という明文化された規則はないのにも関わらず、不文律となった理由と、15歳未満の障害福祉サービスの昨年度の予算と実際に使った金額(居宅介護・移動支援・重度障害者等包括支援それぞれ)及び実際に利用した人数(延べ人数・実人数を各サービスごと)とを教えてください。
○今まで開催された分科会で共有された問題に対する問題課題一覧表に基づいた分科会の進行
今まで議論された問題についてはリスト化して ①問題提議内容、②具体的な問題点、③真の原因、④必要な対応(暫定、恒久)、⑤進捗状況を見える化して進めるのが良いと思います。 リストは分科会関係者と共有して活用していく方向が良いと思います。他の参加メンバーの意見を聞いて進め方を検討したい。
○高校卒業後の通所先について
・医療的ケアがある場合、学校卒業後に通うことができる生活介護は3か所のみと聞いた。すでに定員いっぱい事業所もあるようで、通える場所が限定されているのではないかと。こども(医療的ケア児)の支援のみでなく、大人のサービスも含め一連の流れとしてサービスの充実に望む。
○医療材料について
・病院から処方される医療材料の数には限りがあるが、学校へのストックや短期入所の際には医療材料を持参する必要がある。家庭で使用する量を減らして調整して持参しているが、医療材料が変更になった際には家庭で調整するにも限度があり困っている。

②関係機関等に質問したい内容

○障害福祉サービスについて
厚生労働省が、障害児で最も軽い支援区分1でも受けられるとしている居宅介護が、平塚市では「15歳未満は対象外」という明文化された規則はないのにも関わらず、不文律となっているなどの状況を、県の本部がどのように受け止めているのか、伺いたいです。 「居住する地域によって受けられるサービスに差があってはいけない」という『医療的ケア児支援法』施行後、県は各自治体の障害福祉サービスの現状を正確に把握するとともに、大きな格差を解消していくことが責務なのではないでしょうか
○座談会で出た意見の進捗状況について
前回の座談会で「ニーズの吸い上げ方」について意見があったと思うのですが、その後どのようになっていますでしょうか。その他の事もですが、出た意見の進捗状況を知りたいです。
○医療的ケア児支援に対する各関係機関の役割、業務分担について
このような支援について考えていくにあたって、各参加メンバーの役割を認識しておく必要があると思います。役割、業務分担を明示して欲しいと思います。
○教育面での発達支援が見えないことについて
医療的ケア児も、将来の日本を支えられる人間になる可能性をできる限り伸ばすことが必要だと思います。 ・医療的ケア児も、一人一人の能力を伸ばす教育に向けた専門知識を充実させることも視野に入れるべきである。 ・医療的ケア児も、生活面だけではなく学業の面を伸ばしていくという体制を考えてほしい。 【発達支援、教育として】 医療的ケア児の医療面の対応については進めようとしている様子が目に見える状態になりつつあるが、教育面での発達支援が見えない。これについても充実を目指し医療面と並行で活動を進めることが必要だと思います。このような意見があることに対して、活動を進めようとしているか?進めようとしているのであれば、どのような計画、マイルストーンで実施予定か?計画がないのであれば、このような意見、要望に対して、どのように考えているのか?
○避難所について
車での避難、車いすのまま入れる、体育館のような広い空間ではない教室のようなところが使えるなど、障害児者に対応している避難所があれば教えてください(養護学校等を通じて周知してほしいです)。

令和5年度 平塚市障がい者自立支援協議会こども部会医療的ケア児支援分科会参加機関名簿

機関名			
1	神奈川県湘南西部障害保健福祉圏域 地域生活ナビゲーションセンター <small>丹沢自律生活センター総合相談室</small>		
2	神奈川県湘南西部障害保健福祉圏域 かながわ医療的ケア児支援センター		
3	相談支援事業所 しせん相談室ひらつか		
4	通所系サービス提供事業所		
5		NPO法人 スプラウト (放課後等デイサービス)	
6		One step smile 徳延教室 (放課後等デイサービス・児童発達支援事業所)	
7			
8		アグネス園 (児童発達支援事業センター)	
9			
10		こども通園センターさくらぐみ (児童発達支援)	
11	医療機関		
12		平塚共済病院 医療連携支援センター	
13		平塚市民病院 入退院支援・医療相談室	
14	訪問看護		
15		訪問看護ステーションひかり	
16		平塚共済病院訪問看護ステーションさくら	
17		平塚市医師会訪問看護ステーション	
18		つかめ訪問看護ステーション	
19		あいつく訪問看護ステーション	
20	保護者6名		
21			
22			
23			
24			
25			
26	教育機関	平塚支援学校	
27	行政機関	平塚児童相談所	
28			
29		平塚保健福祉事務所	
30	コーディネーター	医療的ケア児等コーディネーター (こども通園センターすくすくばあす)	
31		医療的ケア児等コーディネーター (しせん相談室ひらつか)	
32		医療的ケア児等コーディネーター (相談支援センターばあす)	
33	平塚栗原ホーム	平塚市社会福祉協議会 (医療的ケア児等コーディネーター研修修了者)	
34	平塚市	福祉部 障がい福祉課	
35			
36			
37			
38			
39			健康・こども部 保育課
40		健康・こども部 健康課	
41			
42			
43			健康・こども部 青少年課
44			学校教育部 平塚市子ども教育相談センター
45			学校教育部 学務課
46	事務局	平塚市こども家庭課 こども発達支援担当 (こども発達支援室 くれよん)	
47			
48			
49			